

令和2年4月3日
自転車活用推進本部

自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度を創設します！ ～『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトが始まります～

企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設しました。自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信していくため、「宣言企業」の募集を開始します。

○ 概要

自転車通勤を導入する企業・団体を自転車活用推進本部長（国土交通大臣）が認定し、自転車通勤の取組を広く発信（事業所単位で申請可）

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目全てを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占め、先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定
期間	5年間有効（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）
認定ロゴ		

○ 今後のスケジュール

令和2年5月：宣言企業認定（初回）

・企業名を自転車活用推進官民連携協議会 HP で紹介

令和2年度末頃：優良企業認定（初回）

・本部長による表彰、取組を自転車活用推進官民連携協議会 HP で紹介

※宣言企業は随時募集、優良企業は、毎年1回認定

○ ご応募等の詳細について

自転車活用推進官民連携協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/>

参考：自転車通勤導入に関する手引き（令和元年5月公表）

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#manual>

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、御手洗

電話 03-5253-8111（内線 38103、38225）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622



自転車活用推進本部

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

目的

自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図る。

位置付け

自転車通勤を推進する企業・団体に対する**自転車活用推進本部長による認定**により、自転車通勤の取組を広く発信

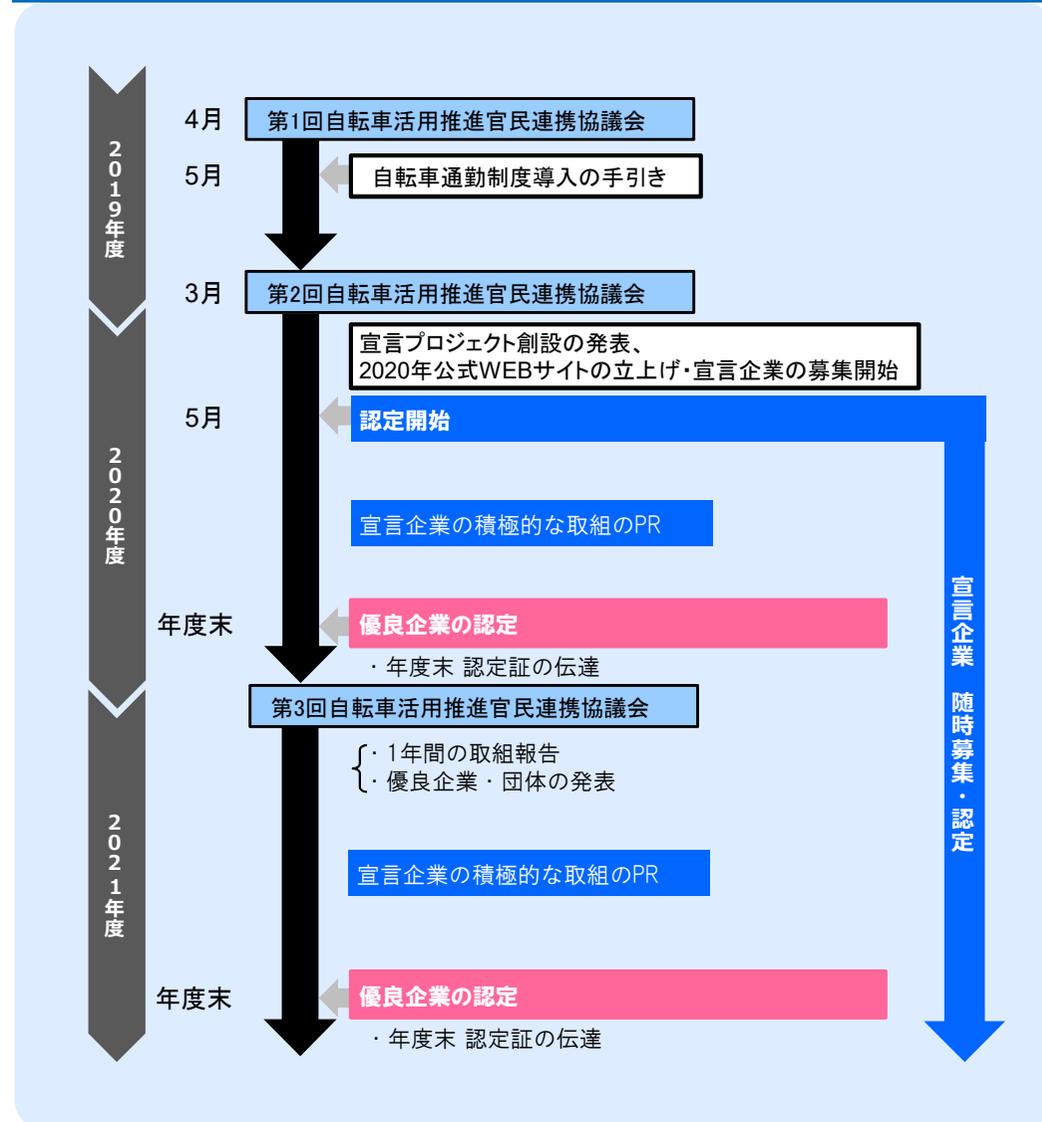
実施内容

- ①**宣言企業、優良企業**の募集・認定
- ②**認定ロゴマーク**の付与
- ③自転車通勤を推進する取組の情報発信

運営体制

自転車活用推進本部事務局・自転車活用推進官民連携協議会で審査を行い、自転車活用推進本部長が認定を行う。

スケジュール



「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

《宣言企業の認定の概要》

《優良企業の認定の概要》

企業の要件	以下の 1及び2のすべてを満たす 企業・団体であること 1. 2人以上の従業員がいること 2. 日本に所在の企業・団体であること (事業所単位でも申請可)
認定基準	以下の 1～3の項目をすべて満たした 企業・団体を認定 1. 自転車通勤を認めている こと 2. 以下の自転車利用に関する取組①～③を満たしていること ①企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保 ②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施 ③自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化 3. 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないこと
期限	宣言企業に認定された日から 5年間有効
費用負担	申請や認定に伴う費用なし ※申請書類の作成費・郵送費等は企業側で負担
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 公式WEBサイト等での宣言企業の紹介 認定ロゴマークの使用権限の付与
認定手順	<p>申請書、自転車通勤規程等、認定基準確認書、誓約書などを提出</p> <p>※申請受付、認定は随時実施</p>

企業の要件	以下の 1及び2のすべてを満たす 企業・団体であること 1. 宣言企業に認定 されていること 2. 自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上 を占めること (事業所単位でも可)
認定基準	以下の 1)～4)の項目のうち1つ以上の要件を満たし、かつ、独自の積極的な取組や地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定 (毎年5企業・団体程度を想定) 1) 定期的な点検整備の義務化 2) 自転車盗難対策の義務化 3) 自転車通勤時のヘルメット着用の義務化 4) その他、宣言企業の自転車利用に関する取組(①～③、上記1)～3)以外の取組 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><4)の取組の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車通勤者への自転車通勤手当の支給 自転車通勤に関する主管部署を設置 自転車利用環境整備(ロッカールーム、シャワ、乾燥室等)を実施 自転車通勤の促進に向けた取組(情報発信、イベント等)を実施 </div>
期限	宣言企業の有効期限
費用負担	認定に伴う費用なし
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 自転車活用推進本部長が優良企業を表彰 公式WEBサイト等での優良企業の紹介 認定ロゴマークの使用権限の付与
認定手順	<p>宣言企業の積極的な取組に関する情報を募集</p> <p>※原則として年1回認定を行う</p>

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

宣言企業に申請する際に必要となる提出物・審査方法

認定基準の項目等		申請する際に必要となる提出物	事務局での審査の観点
認定基準の項目	2人以上の従業員がいて、日本に所在がある企業・団体※1（事業所単位※2でも申請可）	①13桁の法人番号 ②会社の所在地、従業員数を明示した会社案内・会社概要	①内閣官房が開設しているWEBサイト「法人インフォ」から、法人番号を検索し、所在地、従業員数と会社案内・会社概要に明示している会社の所在地、従業員数が合っているか確認
	自転車通勤を認めている※3	・自転車通勤を認めていることを明示した社内規程・規約・規則等（※自転車通勤手当の規則や自転車通勤許可申請書でも可）	・自転車通勤を認めていることが読み取れるか確認
	①企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保	・企業又は団体により従業員が利用する駐輪場を確保する、または従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを示す資料 （※社内規程・規約・規則、従業員自身による駐輪場確保を明示した自転車通勤許可申請書でも可） （※従業員自身が個別に駐輪場を確保する場合、駐輪場の利用を証明するための「駐車場領収書提出様式」が必要）	・企業により従業員が利用する駐輪場を確保する、または従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを証明する書類に「駐輪場の確保」について明記しているか確認
	②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施	・「安全教育実施証明書」（様式第1-3号）を提出（※実施内容、実施日時、参加者数、実施の様子の写真等）	・「安全教育実施証明書」から年1回以上実施しているか確認
	③自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化	・自転車で通勤する従業員による自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化していることを示す資料（※社内規程・規約・規則、自転車通勤申請書でも可）	・従業員による自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付けを証明する書類に、「従業員の自転車損害賠償保険等へ加入」について明記しているか確認
社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないこと	・社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないことを証明する「誓約書」（様式第1-4号）を提出	・誓約書に、署名、押印がされているか確認	
その他	自転車通勤を積極的に推進する取組（任意）	・上記①～③の取組以外に、自転車通勤の推進にあたり取り組んでいるものに関する情報（様式自由）	・優良企業の認定のための参考情報となる。 ※別途、宣言企業の取組に関する情報を募集予定

※1：企業・団体とは、企業のほか、自治体、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、公益法人、協同組合等に該当する事業者

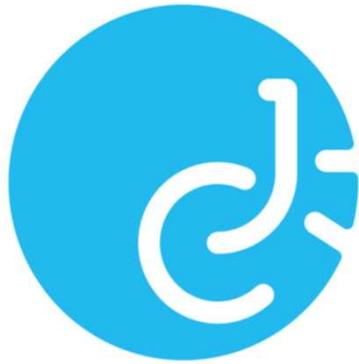
※2：全社単位で申請するためには、全事業所を横断する統一の「自転車通勤規程・規約・規則等」が必要

また、事業拠点が複数あり、事業所毎に独自の「自転車通勤規程・規約・規則等」を保有している場合は、一括申請はできるが事業所毎に証明するための資料の提出が必要（認定は、事業所単位となる）

※3：業務委託元で自転車通勤制度等を導入しているも、業務委託先が自転車通勤制度を導入していない場合は、業務委託先が「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」に申請することはできない

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの認定ロゴマーク

■宣言企業



■優良企業



認定ロゴマークの目的

- 「宣言企業」・「優良企業」に認定された企業・団体が、社会一般へ「自転車通勤の積極的な推進により、環境負荷軽減や従業員の健康増進に取り組んでいる企業」としてPRし、イメージアップを図るため、自社のホームページや名刺などに使用することができる。

使用規約

- 認定ロゴマークの使用方法
 - ✓ 「自転車通勤推進企業宣言プロジェクトの認定ロゴマークマニュアル」に基づいて使用
 - ✓ ホームページ、広報資料、従業員の名刺等で使用可能
 - ✓ ただし、法令や公序良俗に反するような方法など、プロジェクトの趣旨に反する使用は不可
- 認定ロゴマークの使用中止
 - ✓ 不適切な使用があり、使用許可を取り消した場合
 - ✓ 認定企業・団体の認定が失効した場合
- 権利の譲渡の禁止等
 - ✓ 認定企業・団体は、認定ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸又は代理使用を禁止

(参考) 海外における自転車通勤推進企業の認定プログラム

■ Cycle-Friendly Employer Certification (EU)



CYCLE FRIENDLY
EMPLOYER
CERTIFICATION

欧州サイクリスト連盟(European Cyclists' Federation)に加盟する各国の団体が共同出資するプロジェクト「Bike2Work」において実施される認定制度。企業の自転車通勤への取組状況に応じて金・銀・銅のランクが与えられる。

主体	欧州サイクリスト連盟 (European Cyclists' Federation)
目的	・欧州企業で働く従業員の自転車を利用状況の改善と支援を行う。
創設	2014年
認定企業数	「Bike2Work」により、300企業・50万人の従業員が自転車通勤を開始(2015-2016) (WEB雑誌: Cities Today「EU project gets half a million commuters into cycling」)
認定期間	3年間有効
認定のメリット	・健康な従業員と機動力を大切にしている持続可能な雇用主であることの認証が得られる ・雑誌(Veeloマガジン)やWEB(biketowork.be)等で注目を受ける

出典: The cycle-friendly employer certification

BIKE2WORK smart choice for commuters

■ Bicycle Friendly Business Program (アメリカ)



アメリカ最古の自転車支援団体、全米サイクリスト同盟(League of American Bicyclists)が実施する認定制度。企業の自転車通勤への取組状況に応じてプラチナ・金・銀・銅のランクが与えられ、企業はHP等へ企業名が掲載される。

主体	全米サイクリスト同盟 (League of American Bicyclists)
目的	全ての人にとってサイクリングを実質的な交通手段およびレクリエーションの選択肢とする。
創設	2008年
認定企業数	1,250の企業(2018年8月現在) (例)フェイスブック
認定期間	4年間 (事業が著しく変化した場合、4年未満でも更新可能)
認定のメリット	・ロードマップの提供、実践的支援(研修等)、表彰 ・ベストプラクティスとしての信頼を得られる ・記者発表、SNS、WEBのアワードマップで紹介 ・関連企業、小売業の特別割引が適用される

出典: THE LEAGUE OF AMERICAN BICYCLISTS